議案第52号

大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年9月2日提出

律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末

大田原市長 相 馬 憲 一

び土曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年

大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 大田原市緑資源リサイクル施設の設置及び管理に関する条例(平成21年条例第34号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後(新)	改正前(旧)			
(業務)	(業務)			
第3条 大田原市緑資源リサイクル施設(以下「リサイクル施	第3条 大田原市緑資源リサイクル施設(以下「リサイクル施			
設」という。)の業務は、次に掲げる業務とする。	設」という。)の業務は、次に掲げる業務とする。			
(1) せん定枝葉等の破砕、 <u>堆肥化</u> 、搬出等の処理業務	(1) せん定枝葉等の破砕、 <u>たい肥化</u> 、搬出等の処理業務			
(2) (略)	(2) (略)			
(<u>開所日</u> 及び <u>開所時間</u>)	(<u>利用日</u> 及び <u>利用時間</u>)			
第4条 リサイクル施設の <u>開所日</u> 及び <u>開所時間</u> は、次のとおり	第4条 リサイクル施設の <u>利用日</u> 及び <u>利用時間</u> は、次のとおり			
とする。ただし、市長が特に必要があると <u>認める</u> ときは、こ	とする。ただし、市長が特に必要があると <u>認めた</u> ときは、こ			
れを変更することができる。	れを変更することができる。			
(1) 開所日 毎週水曜日及び土曜日(国民の祝日に関する法	(1) <u>利用日 1月3日から12月29日までの毎週水曜日及</u>			

年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く。)

(2) 開所時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(利用者の範囲)

- 第5条 リサイクル施設にせん定枝葉等を搬入できる者(以下「施設利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) (略)
 - (2) その他市長が適当と認める者 (搬入の禁止及び制限)
- 第6条 <u>施設利用者は、次に</u>掲げるせん定枝葉等<u>を</u>リサイクル 施設に搬入することができない。

(1)・(2) (略)

- (3) 再生品<u>(せん定枝葉等をチップ化又は堆肥化したものをいう。以下同じ。)</u>として使用することにより、農作物等に害を及ぼすおそれのあるせん定枝葉等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリサイクル施設の管理上支障があると認めるせん定枝葉等

(削る)

(許可の取消し等)

第9条 市長は、<u>第7条第1項の規定により</u>利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

法律第178号)に規定する休日を除く。

(2) 利用時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(利用者の範囲)

- 第5条 リサイクル施設にせん定枝葉等を搬入できる者(以下 「施設利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当す るものとする。
 - (1) (略)
 - (2) その他市長が適当と認めた者 (搬入の禁止及び制限)
- 第6条 <u>次に</u>掲げるせん定枝葉等<u>については、</u>リサイクル施設 に搬入することができない。
 - (1)・(2) (略)

3)	再生品_				
		として使用することにより、	農作物等		
に害を及ぼすおそれのあるせん定枝葉等					
(弁	斦設)				

2 市長は、リサイクル施設の管理上支障があると認めるとき は、前項に掲げる以外のせん定枝葉等についても、リサイク ル施設への搬入を制限することができる。

(許可の取消)

第9条 市長は、_______利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1)~(4) (略)

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても 、市長は、その<u>責任を</u>負わない。

(再生品の支給)

第13条 市長は、再生品を施設利用者その他市長が必要と認める者に無料で支給することができる。

(削る)

(削る)

別表(第10条関係)

区分	金額
市内に住所を有する者が	搬入車両1台につき1,000円
搬入するせん定枝葉等	
第7条第1項の許可を受	搬入車両1台につき当該車両の最大
<u>けた者が搬入するせん定</u>	<u> 積載量に1キログラム当たり10円</u>
<u>枝葉等</u>	を乗じた額

(1)~(4) (略)

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても 、市長は、その<u>青を</u>負わない。

(再生品の支給)

- 第13条 市長は、せん定枝葉等の処理によりリサイクルされ たチップ及びたい肥を次の各号のいずれかに該当する者に無 料で支給することができる。
 - (1) 施設利用者
 - (2) その他市長が循環型社会形成の推進のため必要があると認めた者

別表(第10条関係)

区分	金額
第5条第1号に規定する	10キログラムにつき100円。た
<u>一般家庭から搬入するせ</u>	だし、1回の搬入量が30キログラ
ん定枝葉等	<u>ム以下の場合は、無料とする。</u>
上記以外で搬入するせん	10キログラムにつき200円
<u>定枝葉等</u>	

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。